



日本共産党 とがし豊議員

2021年2月京都市会 代表質問と答弁の概要

2021年2月24日

■新型コロナウイルス感染症の徹底的な封じ込め戦略の確立について 幅広い面の検査、社会的検査の必要性について

左京区選出の toga 豊です。引き続き日本共産党を代表して質疑を行います。

まず、はじめに、新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、今なお闘病を余儀なくされている方々にお見舞いを申し上げます。コロナ禍において最前線でご奮闘いただいている皆様、そして、厳しい中ご協力いただいている市民・事業者の皆様から感謝を申し上げます。

さて、介護施設で新型コロナウイルスへの感染が明らかになっても入院先が確保できずその施設にとどまらざるを得ない。在宅酸素療法をされている方も感染が分かっても入院できず、宿泊療養施設の利用も断られる。また、感染判明後、肺炎で40℃の熱があっても入院させてもらえない。そして、入院を必要とする方が入院できないまま自宅でお亡くなりになるという痛ましい事態も起こりました。コロナによる経済危機も深刻で「感染拡大と自粛の繰り返しがこれ以上続いたらもう廃業しかない」「解雇されたが新しい職が見つからない」「とにかくコロナを収束させてほしい」と切実な声が上がっています。新型コロナウイルス感染症を収束させることは、市民の命を守るためにも、暮らしと営業を守り抜くためにも、最重要の課題です。ワクチン接種が始まりましたが社会全体での効果が確認できるのはまだずいぶん先であり、「ワクチン」頼みになってはなりません。これまでも提案してきましたが、今こそ、検査を拡充することで無症状の感染者についても早期に発見、保護、追跡し、徹底的な感染封じ込めに踏みこむべきです。以下、三つの角度から質問します。

まず、第一に、無症状感染者を早期に発見することの必要性についてです。国立感染症研究所のゲノム解析によれば、いわゆる「第一波」の収束の過程で、軽症あるいは無症状のため新型コロナウイルス感染者と診断されないまま、感染が繰り返され、それが起点となって東京では収まらず全国に広がった可能性が示されています。今後、第三波を収束させる中でこうした「隠れた感染源」を発見し封じ込めていくことが、新たな波を起こさせない決め手であり、その手段として、空港での水際対策やクラスター対策でも威力を発揮してきたPCR検査の幅広い活用は極めて有効です。政府の新型コロナ感染症対策分科会は2月2日、「隠れた感染源の存在を確認し、予兆を探知するために、歓楽街などの感染リスクの高い地域を中心に、幅広いPCR検査等を実施」するよう提言し、国もこれを基本方針に据えました。厚生労働省から「感染多発地域における高齢者施設の従業者等の積極的な検査」を求める事務連絡も出されました。遅きに失したとはいえ、PCR検査の拡充をめぐることは、国でさえも「幅広い面の検査」や高齢者施設等への「社会的検査」の必要性を認めるようになり、症状の出ている方だけではなく無症状の感染者についても早期に発見し、保護、追跡する、徹底した感染封じ込め戦略が必要と考えはじめたわけですが、市長はこの幅広いPCR検査、社会的検査の必要性についてどのように認識されていますか。市長の答弁を求めます。

(答弁者→市長) 医療や公衆衛生の観点から必要とされる検査が、医師の判断のもと、着実かつ迅速に実施できるよう、京都府及び府医師会と連携し、体制整備を図ってきた。

とりわけ医療機関・介護施設など、重症化のリスクが高いところへの対策が急がれます。世田谷区はこれまでに493か所の介護施設で7990人のPCR検査を行い、23人の感染者を見つけ保護することで、施設内での感染を最小限かつ無症状・軽症のうちに抑え込んでいます。職員だけではなく利用者や出入りの業者まで対象を拡大し、感染者が確認された施設は繰り返しの検査が行われます。京都市においてもようやく入所系の高齢者施設の職員および新規入所者を対象とした社会的検査が行われますが、同じく重症化リスクの高い医療機関やデイサービスなど通所系高齢者事業所等についても対象を拡大し、定期的なPCR検査を実施すべきです。いかがですか。

(答弁者→市長) 京都大学附属病院との包括連携協定に基づき、高齢者入所施設での集団感染を抑止するための「高齢者施設検疫モデル事業」について、その対象を全494施設の約1万7千人の職員等やさらに希望される入所者にまで拡大、実施していく。

今年の1月、ある介護施設で感染者が出た時、京都市は同一フロアに限定した検査を実施。その後、職員に感染者が確認されてからようやく施設全体の職員・入所者の検査を行いました。介護の現場からは、このスピード感ではとても間尺には合わないとの切実な声が寄せられました。また、ある施設では、感染者が出て京都市からPCR検査をなかなか認めてもらえず、施設で費用を負担しPCR検査を実施されました。医療機関・介護施設等で一人でも陽性者を確認した場合には、施設の医師や医療機関の協力を得て、速やかに職員・入所者への全員検査を実施することを求めます。それでこそ、後手後手の対応にならず、疫学調査も迅速・効率的に行えるではありませんか。また、当該施設・医療機関等が独自にPCR検査を行った場合には行政検査として追認し予算措置を講じるべきです。答弁を求めます。

(答弁者→市長) 本市では医療機関や高齢者施設での集団感染発生時に、感染の可能性のある人を幅広く捉えて検査を実施する独自基準を5月に設け、今でも行っている。妊婦のPCR検査の助成や、病院や学校、高齢者施設等を対象とした大規模疫学調査を京都大学附属病院と共同実施するなどの取組を進めてきた。

安心して入院・療養できる体制の確保について

第二に、感染者が見つかったとき、安心して入院・療養できる体制を確保することです。京都府保険医協会は1月26日、病床の一層の確保のために「京都市内においては行政区単位で、地域ごとに全病院の役割分担を明らかにし、カバー体制確立に向けて協議する場として、緊急に『新型コロナ対応地域医療 連携体制調整会議』の設置」を提言しています。京都府は自宅で療養する方とその同居家族への食事提供補助などの支援、京都市は自宅療養者の同居家族への宿泊費1日500円の補助を開始しましたが、十分ではありません。そのほかの濃厚接触者の方の隔離生活に対しては何の支援もありません。入院・宿泊療養施設の実際の受け入れ枠の拡大のため京都府や地域医師会などとの連携の強化を求めま

す。京都府の制度に上乗せして自宅療養者への支援の拡充を求めます。とりわけ、濃厚接触者に対しても栄養のバランスのとれた食事提供を求めます。答弁を求めます。

(答弁者→市長) 京都府及び府医師会との連携のもと、入院病床や宿泊療養施設の確保に努めるとともに、かかりつけ医のない自宅療養者等への訪問診療や、自宅待機が困難な濃厚接触者等に宿泊施設をあっせんし、一部費用を助成する本市独自の制度も創設するなど、家庭内感染の防止を図る取組も開始している。

保健所体制の強化について

第三に、追跡の強化です。(このパネルをご覧ください。)これは、和歌山県が昨年12月28日に公表したデータです。感染者が他者に感染させたと推測される時期を調査した結果、発症の3日前から感染させる事例が一定数あるとのことでした。そのため和歌山県では、発症の3日前まで遡って積極的疫学調査を行っています。本市教育福祉委員会において、保健福祉局は発症の3日前から感染を拡大させる可能性があることについては認めつつも、現在の限られた体制の中で効率的に行うために2日前に線を引いているとの答弁でありました。実際、ある方は、感染の判明した知人との接触した履歴はあったものの、その時期が発症3日前であることから当初は検査対象にしてもらえず、数日後に発熱しようやくPCR検査を受け陽性が判明し入院に至ったそうです。幸い快復されましたが、ぜひ、京都市の検査の対象を広げてほしいと切に願っていらっしゃいました。保健所職員体制を抜本的に増員し、積極的疫学調査の範囲をさらに拡大し、徹底的な感染経路・感染源の追跡・感染の封じ込めに取り組むべきです。いかがですか。

(答弁者→市長) 本市保健所の職員体制は、昨年末から7割増となる121人体制にまで強化を図っており、今後とも、積極的な検査や感染対策の実施とともに、それを支える体制をしっかりと確保していく。

■コロナ禍で生活が困窮する学生への支援について

次に、コロナ禍における生活困窮者への支援についてですが、ここでは学生への支援に絞ってお聞きします。

先日NHKでも「学生が大変」という特集が行われ、多くの方が胸を痛めたと思います。京都市内の学生達も同じように厳しい行動制限の下にあり、帰省も許されず一人で年越し、授業はオンラインばかりで対面授業がほとんどない、新歓活動も禁止でサークルにも入れず、友達もできようがない、そんな状況でも高い学費の負担と生活費を捻出しなければなりません。大学生協・社会保障推進協議会・民主青年同盟など、様々な団体が食料支援の取り組みを行っていますが、そこにはたくさんの学生が集まってきます。「飲食店のアルバイトで毎月十万円稼がないと学費と生活費が確保できないのにコロナでシフトが減って厳しい」「アルバイト収入が激減し、家具を売ってしのいでいる」「空腹に耐えられないので食べられる野草を教えてほしい」など、もともと深刻だった貧困と高い学費の問題にコロナ禍が追い打ちをかけ、学生達は学びと生存の危機に直面しています。市長、従来の延長線を越えた学生支援に踏み出すべきではありませんか。京都市として学生を支えるための食糧支援、市独自の給付金などの緊急措置をとることを求めます。京都府・京都労働局と連携し、雇用調整助成金制度や休業支援金制度を

利用していない企業などに対し京都市から働きかけを行い、アルバイトの学生に国の支援が届くようにすることを求めます。そして、京都市としても、この厳しい学生生活の実態を国につきつけて、緊急措置として、大学・専門学校の授業料の全面的な無償化を求めるべきです。いかがですか。

(答弁者→岡田副市長) 本市独自の施策として、市内大学等を対象とした総額約2億円の補助制度を創設し、各大学におけるメンタルケアやコミュニティ形成支援等の取組を後押ししている。

学生生活を支える直接的な経済支援については、国において統一的に対応する必要がある。国に対し修学に係る経済的負担軽減策の充実を重ねて要望し、市長から直接、文部科学大臣等にも要請している。国においては「修学支援新制度」について家計急変者を随時申込可能としているほか、経済的理由により学びの継続が困難な学生に対し、1人当たり最大20万円を支給する学生支援緊急給付金が創設されている。

企業への働きかけについては京都府や労働局とも連携し、経済団体等を通じて雇用調整助成金の活用により休業手当を支払い、雇用の維持に努めるよう、従業員から休業支援金の支給申請があれば事業主として適切な対応を行うよう要請しており、引き続き、学生アルバイトを含む従業員の雇用維持を求めていく。

■コロナ禍での子ども達の学びの保障について

次に、コロナ禍における子ども達の学びの保障についてお聞きします。

京都市では、2002年に小学校2年生の35人学級が、その後2007年に中学校3年生の30人学級が独自に始まりました。一昨年、独自実施していた自治体に対しても小学校2年の35人学級実施に必要な予算を国が配分するようになり、京都市財政にその分のゆとりが生まれたのですが、京都市は少人数学級の拡大には使いませんでした。今回は、国の第三次補正予算にともない新年度予算に盛り込む予定だった教育委員会の事業の一部26億円余が前年度補正予算に計上され、新年度分としてはその分の財源が浮きました。こうしたお金を、ぜひ、少人数学級の拡大に使うべきです。国は5年かけて段階的に小学校全学年で35人学級を実現するとし、菅首相は中学校についても今後検討すると答弁していますが、コロナ禍における子ども達一人ひとりの心のケア、学びの保障、そして感染防止の観点から考えて、とても5年間は待てません。35人学級を全学年で実施するのに必要な追加の教員は小学校45人、中学校46人の計91人です。人件費を高く見積もっても初年度は8億5千万円で可能です。毎年国が予算を出す教員定数が改善されていきますから、京都市の負担額は年々減っていき、5年後には中学生分のみとなります。京都市において、小学校も中学校も全学年での35人以下学級を前倒しで実施することを求めます。京都府と協調して京都府内の高校においても35人以下学級を独自に実施することを検討すべきです。2か所だけでも147億円もの巨額のお金が必要となる小中一貫校の整備計画は一旦凍結すべきです。国全体で少人数学級編成へと向かう中で、本市会が全会一致で国に求めた30人学級推進の実現に力を尽くすべきです。いかがですか。

(答弁者→教育長) 独自予算で35人学級を全学年で実施するには、300人を超える教員の人員費として、毎年約30億円もの予算が必要となり、厳しい財政状況の中での実施は困難。教職員定数の改善は、国の責務で実施されるべきものであり、35人学級の中学校

への拡大をはじめ更なる教育環境の充実に向け、要望を重ねていく。高等学校については、既に20人程度の少人数学級や習熟度別の講座を実施している。2地域の学校統合については、人件費を年5億円程度、今後必要となる施設改修費を100億円程度縮減できるなど、整備費を上回る財政効果も得られるため引き続き取り組んでいく。

■子どもの権利救済機関について

次に、子どもの権利についてお聞きします。

札幌市では、行政からの独立性が尊重された公的な第三者機関である「札幌市子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)」というものがあります。子どもや親などの相談を専門の相談員・調査員が受けとめ、学校などに働きかけ解決をはかる「調査」「調整」のみならず、調査員が必要と判断した場合には、「勧告」「意見表明」「是正要請」等を行うという権限も持つ機関です。本市においては、教育委員会そのものや、教育委員会のもとにある「こども相談センター・パトナ」が重要な役割を果たしていることは確かです。ただ、私達市議団に相談が寄せられたケースでも、学校でのいじめ・事故の対応をめぐる、ご本人や家族と、学校や教員あるいは加害者との主張が異なった場合に、解決に時間がかかり、ご本人や家族が、そこからの学校側や教育委員会側とのやり取りの中で二重に傷つくという事態も起こっています。何よりも子どもの権利を守ることが大事です。京都市においても、行政からの独立性が尊重された子どもの権利救済のための第三者機関の創設を求めますが、いかがですか。ここまでのところで答弁を求めます。

(答弁者→教育長)本市では、平成15年度に「教育相談」と「生徒指導」の部門を集約した京都市教育相談総合センターを設立し、約40名の臨床心理士等が、年間延べ15,000人超の子ども達や保護者からの様々な相談に直接応じており、学校の対応等に関する相談があった場合は、相談者に寄り添いつつ、必要に応じて中立的な立場から学校に対して指導助言を行っている。また、「こども相談24時間ホットライン」や「京SNS相談」など、安心して子どもが相談できる様々な相談窓口も開設している。

■原発ゼロ、気候危機突破の目標達成、再生可能エネルギーの普及について

気候危機、再生可能エネルギーの普及について質問します。

気候危機に関する政府間パネル IPCC の1.5℃特別報告書は、工業化以前と比べて地球の平均気温がこのまま2℃上昇すれば、サンゴ礁の99%が消失、年間漁獲量が300万トンを超える損失、マラリア等の感染症の発生範囲の拡大、洪水の影響を受ける人口が170%増加などの生態系・人類社会への影響を明らかにし、気温上昇を1.5℃以内に抑える必要性があると警告。そのためには、少なくとも二酸化炭素排出量を2030年までに45%削減し、2050年頃には実質ゼロにする、社会のあらゆる側面において前例のない移行が必要と指摘しています。菅首相は昨年10月26日、「2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする」と表明しましたが、2030年までの目標としては「2013年比で26%削減」にとどまり、あまりにも不十分です。とりわけ、日本で排出される二酸化炭素のうち、エネルギーを起源とするものが9割を占める中、政府のエネルギー基本計画における2030年までの再生可能エネルギー普及目標は、既に18%の到達にあるものを22%~24%まで、あと10年かけて数パーセント増やすだけという大変消極的なものです。その根底には、原発や石炭火力に依存し続けようとする姿勢がありま

す。石炭火力発電は、他の化石燃料を使った発電と比べても大量の二酸化炭素を排出することから、どんどんその割合を減らすべき発電方法です。ところが、日本では建設中・計画中の石炭火力発電所が17基もある状況であり、脱石炭の世界の流れに逆行しています。東京電力福島第一原発事故からもう10年も経ちましたが、福島県外避難は約2万9千人、核燃料の回収すらできておらず、汚染水問題は深刻です。安倍・菅政権が進めてきた原発輸出は経済性の面からことごとく挫折。関西電力大飯原発3・4号機をめぐるのは、昨年12月、大阪地裁は、原子力規制委員会の判断は地震の想定で必要な検討をせず、「看過しがたい過誤、欠落がある」と認定し、「世界最高水準の規制基準に適合」なる政府のスローガンも、根底から覆されました。また、九州電力管内では、原発からの電力供給を優先するため、太陽光発電に対しての出力抑制が強いられるという事態も起こっています。原発ではなく、再生可能エネルギーにこそ力を注ぐべきです。そこで四点、提案いたします。

第一に、政府に対し、第6次エネルギー基本計画の策定にあたって、2030年の電源構成について再生可能エネルギーの比率を45%以上に引き上げさせるとともに、原発については即時ゼロに改めることを求めるべきです。また、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロに向けて新規石炭火力発電建設計画の中止と既存石炭火力の計画的な廃止を盛り込むよう求めるべきです。市長の認識はいかがですか。

(答弁者→岡田副市長) 次期地球温暖化対策計画において、市民生活や事業活動の基盤となるエネルギーの転換を図る施策を盛り込み、市域における導入の拡大や再エネ由来電気の普及など再エネへの転換を強力に推進していく。

原子力発電については、市会決議を重く受け止め、国や関西電力に対して、できる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策の抜本的な転換を一貫して求めている。

第二に、京都市は2030年までの温室効果ガス排出削減目標を40%以上としています。IPCC 1.5℃特別報告書の水準を目指すべきです。そのためにも、太陽光・太陽熱、木質バイオマス、地中熱、小水力など再生可能エネルギーの種類ごとに、年次ごとの数値目標を掲げ、達成に向けて背水の陣で臨むべきです。

例えば、太陽光発電の推進です。京都市が示している計画案では、今後10年間で1万5千件の太陽光パネル設置を掲げ、初年度は1000件の普及のための予算が計上され、残る9年で1万4千件普及しなければなりません。太陽光発電で生み出された電気の買取価格が政府により低く抑えられる中、京都市内の2019年度実績はわずか347件にとどまったことを考えると、今まで通りの取り組みでは目標達成はかなり困難です。太陽光発電の飛躍的な普及に向けて、京都市内の住宅地の屋根の形状・大きさや住民に対してどの程度のインセンティブがあれば、太陽光パネルの設置が進むのか実態調査を行い、それをもとに、国に固定価格買取制度の改善を求め、京都市としても助成制度の充実を図るべきです。南向き以外の屋根にもパネルを広げて設置することも含め、どうすれば、2030年目標達成がかなうか、真剣な検討を求めます。

(答弁者→岡田副市長) 民間住宅への太陽光発電設備等の普及拡大には、設置負担そのものの軽減を図ることが有効。設置補助制度により太陽光発電の導入を引き続き後押しするとともに、スケールメリットを活かしたグループ購入事業など設置費用の低減に資する取組を進めていく。

第三に、太陽光発電・熱利用はじめとする各種再生可能エネルギーを普及促進していくにあたって、東京など他地域の資本に頼るのではなく、地域金融機関と連携し、京都の人・もの・仕事が循環する地域循環型のグリーンリカバリー・モデルの構築を求めます。

(答弁者→岡田副市長) 社会全体で再エネを普及拡大していくには、環境と経済の好循環を生み出す仕組みづくりが重要。次期計画において、金融機関と連携しグリーンファイナンスの推進に取り組む。

第四に、自然エネルギー100%の地域、職場、学校をどんどん作っていく、その率先垂範として「京都市公共建築物低炭素仕様」を抜本的に改訂し、公共建築はRE100(再生エネ100%)の立場ですべての計画を見直すこと、場合によってはそれ以上の最大限の発電量を確保する取り組みを求めますが、いかがですか。

(答弁者→岡田副市長) 公共建築物の整備にあたっては、今年度内に京都市公共建築物低炭素仕様を改定する。再エネ利用設備の導入拡大や市内産木材の利用拡大等、更なる環境負荷の低減に取り組んでいく。

■京都の住環境と景観保全について

次に、京都の景観と住環境を守るために、三つの提案をいたします。

第一に、ホテル等の宿泊施設の立地規制を求めます。京都市内ではコロナ禍である今もホテル進出に歯止めがかかっていません。100室以上の規模のホテルだけでも、1月末時点で28施設5039室が新規開業を予定しています。ホテル等のさらなる進出は住環境やコミュニティの継続性さえ奪いかねず、不安の声が上がっています。また、地場に根付いて長年営業されてきたホテル・旅館関係者からも「市長のホテル誘致策で京都のホテル・旅館業は厳しい経営に追いやられてきたが、そこをコロナ禍が襲った。東京・外国資本などのホテルに学校跡地まで差し出すのはおかしい」という声が寄せられています。宿泊施設拡充・誘致方針、上質宿泊制度は撤回し、立地規制を行うこと、小規模宿泊施設についても管理者常駐を義務化し、旅行客の安全と地域社会と調和のとれた宿泊業となるように、京都市の政策転換を求めます。いかがですか。

(答弁者→岡田副市長) 本市では、宿泊施設拡充・誘致方針により、違法民泊への徹底した監視・指導を行いこれまで通報があった2662施設の内99%の施設が営業中止等に至っており、調査指導中の施設は5件。宿泊施設の立地規制については地域が主体的に取り組まれる地区計画や建築協定の活用が有効であり引き続き専門家派遣等により地域主体のまちづくりを積極的に支援していく。

旅館業施設における営業者等の施設内駐在については既存施設を含めた全ての営業者に適用し、京町家活用施設など玄関帳場設置の例外となる場合にも概ね10分800メートル以内の場所に駐在することを義務付け、昨年には、これを厳格に適用できるよう条例を改正した。

第二に、住宅宿泊事業についてです。昨年9月にも左京区吉田地域の町内会から第一種低層住居専用地域での住宅宿泊事業の規制強化を求める陳情が出されました。現状の制度の枠組みが市民の暮らしを守る上で十分ではないことは明らかです。和歌山県では、住宅宿泊事業の届出には隣接住民の同意が必要という条件をつけることで、住環境と調和する事業となるよう工夫されています。京都市においても、住宅宿泊事業の届出にあたって隣接住民の同意を義務づけるべきです。いかがですか。

(答弁者→岡田副市長) 住宅宿泊事業の実施は法律上届出制であり、隣接住民の同意を届出の条件とすることは法律の範囲を超えた規制。

第三に、世界遺産に象徴される京都の豊かな景観と住環境を守る仕組みをつくることです。世界遺産条約は、人類にとって「顕著で普遍的な価値」を有する世界遺産について、条約締約国が自国の有するすべての能力を用いて「将来の世代へ伝えることを確保する」ために「最善を尽くすものとする」と定めています。ところが、京都市は、二条城では世界遺産内にある樹木を大量に伐採して観光駐車場に変え、下鴨神社境内・糺の森の一部をつぶし富裕層向けマンション建設を容認。仁和寺門前では、建築基準法の例外規定を使い市長権限で大規模ホテル建設を進めようとしています。次期観光振興計画が検討されていますが、どのように開発圧力から世界遺産を保護するかについての視点が抜けています。2017年7月の第41回世界遺産委員会では、世界遺産の保護に関する議論が行われ、その第7議題・決議第40項として「市民社会との構造化対話のイニシアティブを評価し、市民社会が文化遺産の保全に一層貢献する可能性を引き続き探求することを奨励する」という文言が追加されました。現在、文化庁のもと京都市等が作業を行っている「世界遺産・古都京都の文化財」包括的保存計画策定にあたっては、この世界遺産委員会での決議を十分に反映し、「世界遺産・古都京都の文化財」の保護に関して、幅広い市民社会・地域住民の参加の仕組みを作るべきです。観光振興計画においても世界遺産の保護を明記することを求めます。いかがですか。

(答弁者→村上副市長) 本市では、「未来を創る京都文化遺産継承プラン」の作成を進めており、同プランに基づき、市民の皆様はもとより、地域住民や大学、企業等の様々な関係者の参画により、地域一体となって京都文化遺産の維持継承に取り組んでいく。

二条城や下鴨神社の件については、必要な国内法の手続きに則り、適正に対応したものであり、遺産全体としての景観の調和や、文化財の確実な継承に資するものと考えている。

■北山エリア再整備事業について（要望）

最後に、左京区・北山エリアに関して市長に要望します。

昨年12月、京都府は旧資料館、植物園、府立大学等の敷地全体を再開発する「北山エリア整備基本計画」を発表しました。資料館跡にシアターコンプレックスや賑わい交流施設、府立大学体育館は1万人収容のメインアリーナを備えた施設に建て替え。植物園の運営に不可欠なバックヤードの一部を壊して、アリーナと賀茂川をつなぐ動線に様々な商業施設を作る計画です。アリーナ建設だけでも150億円と試算されており、この計画全体では数百億円に上ると推測されますが、それらの施設を民間企業が企

画・運営するとされています。住民からは「北山エリアの閑静な住環境が壊されるのではないか」という声上がり、関係者からも「府立大学の学生達が授業や課外活動で使える日数が制限されるのはおかしい」「閑静な住宅街と共存しながら国際的にも高い評価を得てきた植物園本来の役割が損なわれるのではないか」など、疑問の声が上がっています。計画では「都市計画の側面」からも「検討」されており、京都市の責任も問われることが想定されます。税金の使い方、学生の学びや周辺住民の住環境にもかかわる問題として、広く市民の声を聞き、住民・市民が主役の計画に改めるよう知事に働きかけることを要望いたします。

以上で代表質疑を終わります。ご清聴ありがとうございました。